

データの取扱いについて

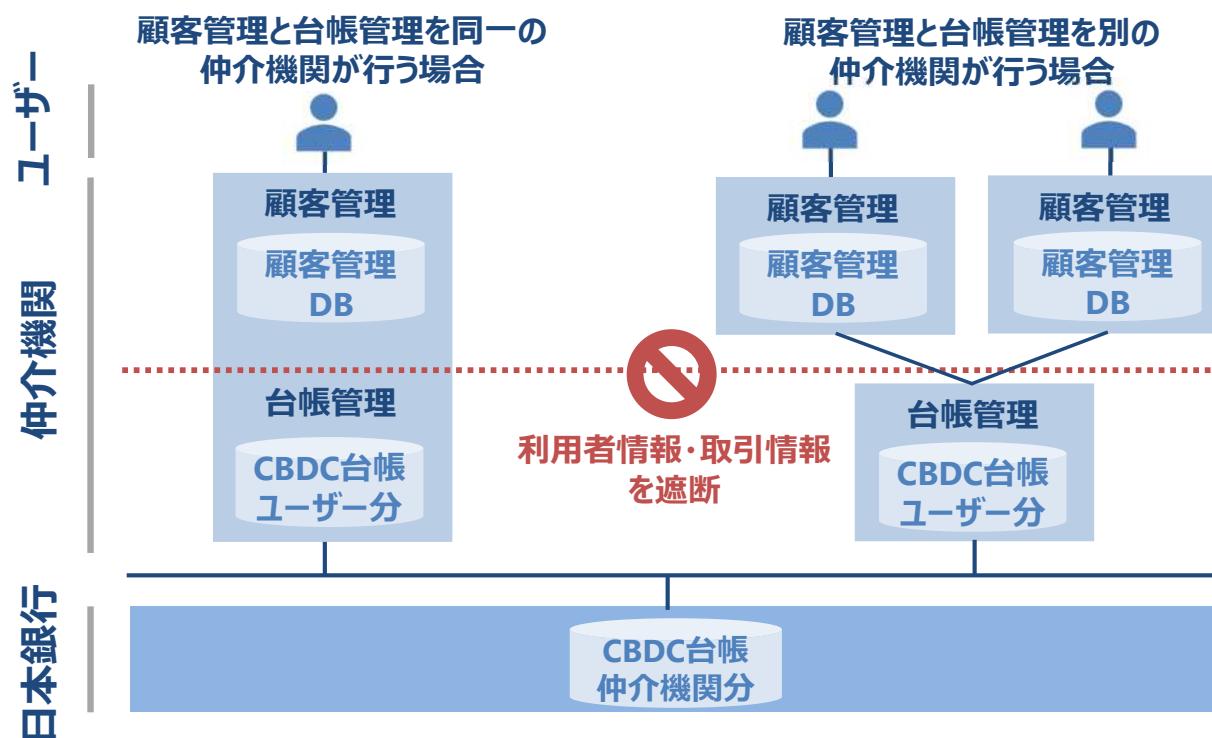
2024年12月
日本銀行決済機構局

(注) 本資料中の海外の資料からの和文での引用部分は仮訳です。

1. 仲介機関における顧客管理と台帳管理の分離

- 中間整理のとおり、**仲介機関が利用者情報・取引情報の大部分を取り扱うことが想定されるもとで、プライバシーへの配慮等の観点から、実験用システムの構築においては、仲介機関の顧客管理部分と台帳管理部分を分離する設計としている。**
- 利用者情報・取引情報は、仲介機関の顧客管理部分にとどめ、台帳管理部分では取り扱わない（詳細は次頁）。**

■ 仲介機関のイメージ



2. 実験用システムにおけるデータの取扱いの整理

- 本人確認・認証等の顧客管理に必要な利用者情報・取引情報は顧客管理部分のみ保有する一方、台帳管理部分では、口座番号や残高、取引金額といった、決済に必要な情報のみ保有することとしている。

データ項目（※）		顧客管理部分	台帳管理部分
名称		概要	
1	口座名義人ID	○	×
2	利用者認証情報	○	×
3	口座特定ID	○	×
4	台帳管理機関ID	○	○
5	CBDC口座番号	○	○
6	残高	○	○
7	取引ID	○	○
8	取引金額	○	○
9	摘要情報	○	×

※ 追加サービスの提供にあたって、顧客管理を行う仲介機関または追加サービス提供事業者が収集するデータは含まない。

3. 欧州におけるデータの取扱いの整理 (ECBプログレスレポート<2024/6>)

- PSP (Payment Service Provider) については、**欧州委員会の立法提案 (EU 規則案)** に沿って、マネーロンダリング防止規則などのEU法の遵守を確保するために**必要な範囲でのみ**、オンライン・デジタルユーロ取引の詳細にアクセスできるようになる。その他の**商業目的や付加的なサービスのためにデータを利用するためには**、**ユーザーの明示的な同意が引き続き必要となる。**
- オンライン・デジタルユーロ決済については、**ユーロシステム自身が、取引と特定の個人を直接結び付けることができないような方法で、プライバシー保護が実施されること**になる。具体的には、PSPとの間でやり取りされるメッセージの仮名化、ハッシュ化、暗号化などが挙げられる。
- **PSPとユーロシステムの間で交換されるデータは分離される**。その結果、**ユーロシステムは、エンドユーザーを直接特定することも、処理するデータを特定されたエンドユーザーに結びつけることもできなくなる**。
- 上記の特徴自体が、現在の商業的ソリューションが提供する一般的なものよりも高いプライバシーとデータ保護を提供する。
- ユーロシステムは、ユーザーの情報を保護するための強力なルールを導入し、独立したデータ保護当局の監督を受けることになる。

4. 欧州におけるデータの取扱いの整理 (EU規則案)

(注) オンライン取引等に関する
主要な規定を抜粋。

- PSPは、**ECBやNCB**（各國中銀）に伝達される全てのデータが、デジタルユーロのユーザー個人を直接特定することの無いよう、最先端のセキュリティおよびプライバシー保護措置を含む適切な技術的・組織的な措置を講じる必要がある。
- PSPは、以下の目的で個人データを処理する場合、**公共の利益のために、業務を遂行しているものとされ、正当化される**（GDPR<欧州一般データ保護規則>を遵守する必要）。
 - ユーザーが他のPSPにデジタルユーロ口座を保有していないかの確認を含む各種制限の適用
 - 払出、受入（オートチャージ、オートスウェイブを含む）
 - 取引の実行、詐欺の防止・検知、AML/CFT対応、税務コンプライアンス等
- ECB・NCBが処理する個人データは、最先端のセキュリティおよびプライバシー保護措置を含む適切な技術的・組織的な措置により裏付けられなければならない。これには、**ECB・NCBが個々のデジタルユーロのユーザーを直接特定できないようにするために個人データの明確な分離**を含む。
- ECB・NCBは、以下の目的で個人データを処理する場合、**公共の利益のために業務を遂行または公的な権限を行使しているとされ、正当化される**（GDPRを遵守する必要）。
 - PSP向けのデジタルユーロ決済インフラへのアクセス提供、PSP間のメッセージ交換のサポート
 - オンライン・デジタルユーロ取引の決済
 - 上限の回避を防止するための、ユーザーが他のPSPにデジタルユーロ口座を保有していないかの確認の補助

【個人データ】利用者識別子、利用者認証情報、口座情報、残高、取引識別情報、取引金額、利用者ごとの保有限度額、利用者エイリアスなど

(参考) EDPBとEDPSによるEU規則案に対する共同意見

欧洲データ保護会議 (EDPB) ／欧洲データ保護監察機関 (EDPS)

EU規則案に対する共同意見

“Joint Opinion 02/2023 on the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the establishment of the digital euro”
(2023/10)

- ECB・PSPがそれぞれどのような業務を行い、どのようなデータ処理を行うのか、規則案上不明確である。
- 「取引データ」に何が含まれるか不明確であり、どのタイプのデータが該当するかを正確に定義する必要がある。
- PSPによる個人データの処理が正当化される法的根拠について、規則案上は公共の利益のためと法的義務の履行のための両方に言及があるため、どちらが法的根拠であるか明確でない。
- 公共の利益または法的義務の履行を根拠としたPSPによる個人データの処理の正当化は、基本的なデジタルユーロ決済サービス以外のPSPによる追加的サービスには適用されるべきではなく、**追加的サービスにおいて個人データを処理するためにはGDPR上の正当化根拠が必要であることを明確化するべき**である。
- ECBやNCBに伝達される個人データがデジタルユーロの個人を直接特定できないよう、PSPが最先端のセキュリティやプライバシー保護措置を含む適切な技術的・組織的措置を実施する義務が導入されたことを歓迎する。ただし、この義務を強化するため、当該措置により、**ECBまたはNCBが追加情報を使用しない限り、これらのデータからユーザー個人を特定できなくなる方法で、個人データが仮名化されることを保証すべき**であると明記することを推奨する。

イングランド銀行／財務省 市中協議

“The digital pound: a new form of money for households and businesses?”

(2023/2)

- デジタルポンドは、少なくとも銀行口座と同程度のプライバシーを持ち、ユーザーはデータの利用について選択できる。
- 英国政府・イングランド銀行は、法執行機関が法律が規定する限定された状況下かつ他のデジタル決済と現行と同様の基準に基づきアクセスする場合を除き、デジタルポンドのユーザーの個人データにアクセスしない。
- 決済インターフェース提供者（PIP）は、イングランド銀行と共有する前に個人データを匿名化する。
…我々の提案としては、イングランド銀行はユーザーの個人データにはアクセスしないが、匿名化された取引データとシステム全体の集計データにはアクセスできるようとする。
- デジタルポンドのユーザーが保護しないと決めたデータは、利用者の同意の下、例えば付加価値サービスの提供といった商業目的で、PIPによって利用される。
- 個人データを商業的に利用する場合は、英國のデータ保護法を遵守する必要がある。
- デジタルポンドは匿名ではない。その理由は、銀行口座と同様、ユーザーの特定と本人確認ができることが金融犯罪の防止に必要なためである。
- PIPは、（ユーザーとの直接の商取引）関係の確立・維持のため、ウォレット口座保有者の本人確認情報を要求し、KYCチェックの実施とAML規制の遵守が可能となる。PIPは、データ保護法令を遵守し、デジタルポンドのユーザーのプライバシーの権利を保護する責任がある。

(参考) IMFにおける整理

Fintech Note “CBDC Data Use and Privacy Protection”(2024/8)

- CBDCは、現金とは異なり、ユーザーや取引にかかるデジタルな証跡 (“digital trail”) 、すなわちデータの収集と保存を含む形で設計されることも考えられる。
- その場合、CBDCにおけるデータ利活用とプライバシー保護は、その国のデータ保護法を遵守する必要があり、その適切なバランスについては、各国の規範や文化的嗜好に左右される。
 - CBDCの設計において、高度なプライバシー保護を選択する国もあれば、マクロ経済政策、金融イノベーションや金融包摂、コンプライアンスといった目的のために、データを利活用する国も存在すると考えられる。
- CBDCは、利潤動機が存在する民間のデジタル決済システムと比較して、データ利活用とプライバシー保護のトレードオフを改善しうる。
 - データ利活用とプライバシー保護のトレードオフは、CBDCのデザインや法・規制面の制度設計、技術面でのソリューションによって改善される。
- クロスボーダー決済における国境を越えたCBDCの流れについては、国際協調的なアプローチを検討すべき。